

新宿区立新宿リサイクル活動センター及び新宿区立西早稲田リサイクル活動センターの  
指定管理者が決まりました。

新宿区立新宿リサイクル活動センター並びに新宿区立西早稲田リサイクル活動センター  
の指定期間が令和5年3月31日に終了することに伴い、「新宿区立リサイクル活動センタ  
ー条例」に基づき、指定管理者候補団体となるべき団体を選定したため、同団体を指定管  
理者として指定しました。

#### 1 対象施設

- (1) 新宿区立新宿リサイクル活動センター 新宿区高田馬場四丁目10番2号
- (2) 新宿区立西早稲田リサイクル活動センター 新宿区西早稲田三丁目19番5号

#### 2 指定管理期間

令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで  
の5年間

#### 3 指定管理者

名 称 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター  
所在地 新宿区新宿七丁目3番29号

#### 4 選定

##### (1) 選定方法

新宿区立リサイクル活動センター指定管理者候補団体選定委員会を開催し、公募に  
よらない方法で選定しました。

##### (2) 選定理由

現状の管理実績に加え、新宿区第三次環境基本計画等に沿い、地域との緊密な連携  
による効果的な事業展開を行っている点や、障害者等への就労支援の推進及び複合施  
設における適切な管理運営などが評価されました。

##### (3) 選定委員

学識経験者、公認会計士、弁護士、新宿区職員の5名

#### 5 指定

選定後、令和4年度第4回新宿区議会例例会における議決を経て、指定管理者を指定  
しました。